

堀河本『後撰和歌集』について

著者	福田 孝
雑誌名	武蔵野大学日本文学研究所紀要
号	2
ページ	3-18
発行年	2015-03-31
URL	http://id.nii.ac.jp/1419/00000493/

堀河本『後撰和歌集』について

福田 孝

はじめに

後撰和歌集の伝本はその大半が定家本系統であり、知られている非定家本は数えるほどである。加えて、卷十一以降の集後半を、切や校異本文でなく完全な本文として伝える非定家本の伝本は、堀河本・雲州本・承保三年本系統の二本・伝坊門局本、これらだけである。堀河本について「定家本に対立する別系統の一伝本で、異本の少ないこの集には、きわめて貴重な証本価値をもっている」と書かれているとおりである。しかしながら堀河本後撰和歌集について詳しい検討を加えた論は現在までのところ杉谷寿郎の論のみである。

本稿では堀河本の本文を扱うための基礎事項を確認していく。混態本であることの再確認と、その書写の実態の確認、そして、その本文等をどう把握するのがよいかの確認である。

一 堀河本の由来など

堀河本後撰和歌集は宮内庁書陵部蔵『八代集』五五七・四九

のうちの二冊である。その書誌は『図書寮典籍解題 文学篇』

「二五・四纏×一七・一纏、胡蝶装、表紙は紫紺紙に金銀の箔砂子で雲霞文様を描く。題簽は金銀の撫子、薄桔梗の下絵のある短冊形に「後撰和歌集上（下）」とある。本文用紙は鳥の子紙。一面八行、歌一行書、詞書二字下り、一八、九字前後、上巻は巻第十迄、下巻は巻十一以下。下巻々末に、

此八代集堀河宰相具世卿筆也
為後証加奥書了

羽林次将源通村

と中院通村の識語がある。」

とあり、『後撰和歌集校本と研究』には、「八代集本の一本で、大和綴の上・下二冊本（25・3×17・0cm）。表紙は紫の染地を地紙として、各種各様の金銀切箔・野毛を一面に撒いて、古雅な美しさを見せている。見返しは鳥ノ子の素紙に金銀砂子・切箔・野毛などを散らしてい

るが、表紙が室町時代の原装であるに比し、これは江戸初期のころの補修にかかるもの。表紙の左端上に白地金泥草花文の題簽を押すが、上巻が女郎花、下巻が桔梗で、琳派の闊達な画趣に富んでいる。その上に「後撰和詩(歌)集上(下)」と書くが、これは本文と別筆で、つぎに述べる奥跋の筆者と同じ中院通村(正二位・権大納言・一六一二から一六五三)の揮毫と見られる。料紙はきわめて厚手の烏ノ子。上巻一八八枚、下巻一四四枚を重ねて綴じているが、上・下ともに各二枚あての遊紙がある。歌一首を一行、詞書を三字下げにして二面七〜八行に書写しているが、運筆の速いすこぶる奇癖に満ちた書風で、「飛鳥井流」の著しい影響を受けている。」

とある。この八代集は『詞花和歌集』のみ別筆、他はすべて同筆。表紙題簽の文字は『校本と研究』に言うとおり全冊本文とは別筆である。八代集の全てに中院通村の識語があり、『詞花和歌集』の書写者についてのみ「但此一冊他筆也」と記し、他の集についてはすべて書写者は堀河具世であると言い、書写者が堀河具世であることについては『拾遺和歌集』『千載和歌集』の識語では「無疑者也」と断じている。この八代集のうちでは『拾遺和歌集』の本文が異本として有名である。

識語に見える書写者 堀河具世について『公卿補任』から主たる関係記事を拾っていくと、永享十一年1366「参議 正四位下 三月十八日任。」と初出し、永享十二年1368の「参議 正四位下 左中将 正月六日叙従三位 三月卅兼任加賀權守」、嘉吉二年

1372「散位前参議 従三位 加賀權守」、文安三年1446「散位前参議 従三位 正月五日叙正三位」、宝徳四年1452「散位前参議 正三位(次年以下不見)」である。『校本と研究』では「この本の書風が室町中期の様式を踏襲するものであり、擬定筆者にほぼ適合することはいうまでもない。この真偽を決すべき比較資料がない今日、具眼者たるかれの鑑定を一応容認する外あるまい」と述べ、杉谷論においてもこの見解を「従うべき見解」とし、通称の「堀河具世筆本」を踏襲する。ここでは具世と時期を同じくする十五世紀ころの筆跡と見られるということを再確認しておく。

『図書寮典籍解題 文学篇』には「二面八行」とあり、『校本と研究』には「二面七〜八行」とあるが、実際には九行のこともあり、一面の行数は一定しない。この八代集中で見つけたのは『古今和歌集』『後撰和歌集』『拾遺和歌集』の三集であるが、『古今和歌集』『拾遺和歌集』とでは押界が施されて几帳面に書写されているのに対して、『後撰和歌集』では押界が用いられた形跡はない。書写時期が違うせいなのか、この八代集の書写の方針が集によって異なるものであるせいなのか。この八代集全体の書写の在り様を検討することも必要と思われる。

また、堀河本後撰和歌集では巻頭を示す目印として各巻の巻頭前後の丁のオモテかウラの小口側の中央に6㎍四方くらいの金色の紙片が貼られているかその剥がれ跡が残っている。実際の使用の便を考えてのものであろう。金紙片が残っているのが巻八・巻九・巻十二・巻十四・巻十五・巻十八・巻二十である。

剥がれ跡だけあるのが巻二・巻三・巻四・巻五・巻六・巻七・巻十・巻十三・巻十九である。巻一と巻十一とはそれぞれ各冊の冒頭に当たるのだから目印としての金紙片は貼られた形跡がないが、巻十六・巻十七にもその跡が見付けられない。

また、歌の上に貼られていた付箋が剥がされた跡が何ヶ所かある。

- 1 107, 三春下, 7オ, 29, 歌「つねよりも」の右上。⁽⁵⁾
- 2 111, 三春下, 7ウ, 30, 歌「春ふかき」の右上。
- 3 188, 四夏 8ウ, 43, 歌「夏の夜の」の右上。
- 4 196, 四夏 9オ, 44, 歌「うかにせむ」の右上。
- 5 215, 四夏, 11オ, 46, 歌「かもかはの」の右上。
- 6 362, 七秋下, 2ウ, 70, 歌「行かへり」の上。
- 7 366, 七秋下, 3オ, 70, 歌「天の原」の右上。
- 8 379, 七秋下, 5オ, 72, 歌「あつさ弓」の右上。
- 9 391, 七秋下, 6ウ, 74, 歌「玉かつら」の右上。
- 10 393, 七秋下, 7オ, 74, 歌「か・み山」の右上。
- 11 440, 七秋下, 14オ, 81, 歌「うち山の」の右上。
- 12 451のあと, 八冬, 1ウ, 83, 歌「神無月」の右上。
- 13 457, 八冬, 2ウ, 84, 歌「ちはやふる」の右上。
- 14 483, 八冬, 6オ, 87, 歌「まごもかる」の右上。
- 15 494, 八冬, 7オ, 88, 歌「涙河」の右上。
- 16 507, 九恋一, 1ウ, 90, 歌「あつま路の」の右上。
- 17 520, 九恋一, 4オ, 92, 歌「よとゝもに」の上。
- 18 525, 九恋一, 4ウ, 93, 歌「ほかのせは」の右上。

- 19 533, 九恋一, 6オ, 94, 歌「立かへり」の右上。
- 20 542, 九恋一, 7オ, 95, 歌「こむといひて」の右上。
- 21 560, 九恋一, 10ウ, 98, 歌「身ははやく」の右上。
- 22 561, 九恋一, 10ウ, 98, 歌「住吉の」の右上。
- 23 565, 九恋一, 11オ, 98, 歌「こひをのみ」の上。
- 24 606, 十恋一, 2オ, 105, 歌「かくれぬに」の右上。
- 25 622, 十恋一, 4ウ, 109, 歌「夜もすから」の右上。
- 26 623, 十恋一, 5オ, 109, 歌「おもへとも」の右上。
- 27 663, 十恋一, 11ウ, 118, 歌「かすかの」の右上。
- 28 682, 十恋一, 15オ, 121, 歌「立よらは」の右上。
- 29 686, 十恋一, 15ウ, 122, 歌「人つてに」の右上。

すべて上冊であり、下冊に同様なものが見出せていない。剥がし跡かどうか不確かなものもすべて掲出した（不確かなのは通し番号13・21・22・23・24・24・26・27）。付箋には歌に関する注記（他出・類歌・説明等）が記されていたのではないかと思われるが、いまのところ歌に共通する性質を見出せていない。また、巻二十の巻末にあたる12オ274には巻末歌425番歌が記された後の余白部に、一紙片の対角二箇所を貼る跡が残っている。高さ19cmくらい、幅9cmくらいの紙片がこの面の上辺と小口とに接する形で貼り込まれていたと推察される。大きさがらすると、歌に関する注記というより写本に関わる記載がなされていた可能性が高い。

各歌の上の付箋跡も巻二十巻末の貼紙跡も書写者自身が貼って使用したものかどうか定かではないが、ほかに日本の歌を補

入する貼紙が残っていると、本文そのものに関わる書き込みではなかったと思われる。とにかく後撰和歌集を熱心に読もうとする態度からなされたものと考えられる。またいつの段階で剥がされたものかも知れない。

歌数や歌序についての考察は杉谷論文が厳密な検討を加えており、詳細はそちらに譲る。杉谷は結論として

「その歌序形態は、天福本をもとにしていうと、天福本の一四二五首に対して一〇首の歌が加わり、一八首の歌を持たないので、一四一七首本となり、さらに一七箇所に歌序位置の移動をもつものである。しかし、その独自現象のなかには、後世的な錯誤、校定による変移がはなはだ多くみうけられ、堀河本の形態が、そのままこの系統本本来の形態とは考え難い。」

「堀河本は、その書写過程における変移を多量にもちはずるが、とにかく独立した一つの系統本としての位置を占める本文であると認定しうる。」

と述べている。

二 堀河本の混態の様相

堀河本後撰和歌集について杉谷は混態の可能性を指摘する。

「巻一から巻十四までの各巻においては、特定の系統本に対してとくに親しいとか、または疎遠であるという関係はみられなく、各系統本それぞれに応じてひとしなみに同文率の大きい巻は上り、少ない巻は下るといふ、ほぼ一定の

関係を示している。」

「堀河本の本文は、巻十五以降の六巻において、巻十五・十六の二巻および巻十七巻初は承保本と、また巻十七【但し巻初約二十首ほどを除く】から巻二十までの四巻は定家本諸本ときわめて親しい関係であり、その関係は巻一から十四に至る十四巻との諸本関係とはまったく異質のものであることが知られる。」

以上の指摘を再確認する。表1は杉谷が掲載する他本と比較して載せている数字をもとに百分率で示し直したものである。巻十四までは他のどの写本とも親しくない。巻十五と十六とは承保三年本との数字が七割を超え、その親しさが顕著となる。巻十七以降では定家本との一致率が顕著となる。巻十七だけ数字が下がるが、杉谷が言うように冒頭二十首ほどまで（杉谷は具体的な位置を特定していないが、本稿では一二一五番歌までと見ている）は巻十五・十六を引き継いだ承保三年本の本文と同一系統と見える。

以上に関わって、少なくとも二種の本文系統の混態であることは巻数題と部立名との関係からも指摘できる。堀河本は巻十七までは⑦に見られるように巻数題の下に部立名があり、巻十八以降は定家本同様に④に見られるように巻数題の左別行に部立名が来る書き方となっている。巻数題の下に部立名が来るのは汎清輔本系統、そして承保三年本系統の巻十六以降に見られる特徴である。

以上のように堀河本は三種類の本文からなる混態本らしい。

表2の上部に示した様相となる。

実は承保三年本系統とされている写本も混態本と考えられる。卷一から卷十四の途中（おそらく一〇五三番歌まで）までが定家本の無年号本B本の本文に近い本文を持ち、卷十四の途中（おそらく一〇五四番歌以降）から卷二十の巻末までが承保三年本系統の本文であるといえる様相を持つ。表2に示した両本の様相からすると、堀河本の卷一から卷十七までのすべてが承保三年本系と同じ系統という可能性もある。が、表3に見られるように、異文箇所の数を対比してみたところ、僅かに重なっている堀河本との共通部分の卷十四末尾二十首の異文数もずいぶん多く、この部分の本文は承保三年本系統とは異なる本文と考えられる。したがって堀河本の卷一から卷十四までの本文と、承保三年本系統の卷十四の途中から卷二十までの本文とは別系統の本文と考えられる。

混態について三点を確認しておきたい。

一点目。卷十四までと承保三年本に親しい本文が始まると考えられる卷十五との間の混態のあり方が奇妙である。千切れるといった物理的な欠損を補ったと思われる場合は、卷十七におけるように、卷十七の途中までが承保三年本系統の本文であり、それ以降が定家本系統の本文である、とか、承保三年本のように、卷十四の途中までが無年号本B類系統の本文で、それ以降が承保三年本系統の本文になるというように、その箇所は巻の途中になる可能性が高い。しかしながら堀河本の場合、卷十四と卷十五とのあいだの、区切りが良いところで混態が生じてい

る。現実には、区切り良いところではなく、その前後の、卷十四巻の末数葉とか卷十五の巻頭数葉の部分で混態が生じている可能性もありはするが、いまそれを指摘できない。区切りの良いところで混態化していると、当該箇所ではないのかも知れない。千切れたといった物理的な理由ではないのかも知れない。

表1

以下の表は杉谷「後撰和歌集の謄本の研究」P.208にある、堀河本をメインに据えて、それと天福本ほかの本文異同の対象箇所数を分母に、同一箇所数を%表示にしたものである。

	天福本			豊州本			承保三年本			二荒山本			片仮名本		
	対象箇所	同一箇所	%	同一箇所	%	対象箇所	同一箇所	%	対象箇所	同一箇所	%	対象箇所	同一箇所	%	
卷一	172	70	40.7	75	43.6	172	62	36.0	172	52	30.2	172	50	29.1	
卷二	136	79	58.1	76	55.9	136	71	52.2	130	54	41.5	129	55	42.6	
卷三	295	141	47.8	148	50.2	295	136	46.1	191	63	33.0	295	108	36.6	
卷四	217	95	43.8	108	49.3	217	91	41.9	221	77	34.8	217	85	39.2	
卷五	172	102	59.3	89	51.7	172	99	57.6	167	88	52.7	171	88	51.5	
卷六	264	128	48.5	136	50.4	270	126	46.7	251	102	40.6	270	107	39.6	
卷七	291	155	53.3	140	48.1	291	133	45.7	289	115	39.8	291	104	35.7	
卷八	184	95	51.9	98	55.7	184	96	52.2	182	89	48.9	184	85	46.2	
卷九	292	152	52.1	149	51.0	292	146	50.0	292	115	39.4	292	115	39.4	
卷十	416	168	40.4	167	40.1	416	166	39.9	405	140	34.6	398	127	31.9	
卷十一	367	122	33.2	115	31.3	367	119	32.4							
卷十二	361	120	33.2	108	29.9	361	118	32.7							
卷十三	387	150	38.8	109	28.2	387	140	36.2							
卷十四	295	117	39.7	88	29.8	295	99	33.6							
卷十五	283	102	36.0	49	17.3	283	219	77.4							
卷十六	330	128	38.8	61	18.5	330	248	75.2							
卷十七	272	173	63.6	77	28.3	273	131	48.0							
卷十八	219	184	84.0	61	27.9	219	92	42.0							
卷十九	266	211	79.3	65	24.4	266	96	36.1							
卷二十	257	196	76.3	72	28.0	257	100	38.9							

表2

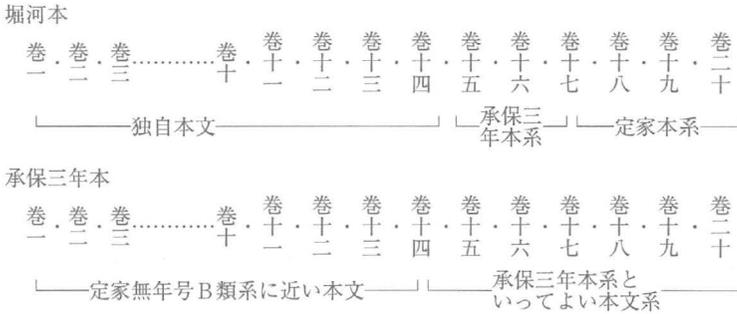


表3

巻十四～十七	堀河本と承保三年本との異文箇所数	異文箇所数	堀河本面数	面数あたりの異文数
巻十四	994～1053	176	21	8.4
	1054～1074	77	7	11
巻十五	1075～1124	62	24	2.6
巻十六	1125～1194	79	27	2.9
巻十七	1195～1215	26	8.5	3.1
	1216～1249	143	15.5	9.2

⑦堀河本 巻一卷頭

後撰和言集巻第一卷上

正月下二条中宮

①堀河本 巻十八巻頭

後撰和言集巻第十八

雑言

二点目。奥書がないことが奇妙である。卷十七の途中からが定家本系統の本文であるとする、堀河本の末尾は定家本の奥書載せる元の写本の本文ママとなり奥書が付される可能性が高い。世評の高い定家本であるように見せかけようとして、雲州本のように定家本の奥書を故意に付したと思われる場合さえある。堀河本のばあい奥書が無い理由がはっきりしない。定家本系統のものから単純に本文だけを補ったということなのだろうか。補われた卷十七途中以降の本文が、定家本系統以前の本文である可能性もある。

三点目。堀河本の親本より以前の段階で現存の堀河本の混態は生じていたと考えられる。継ぎ接ぎの実状を示す痕跡を堀河本に見出し推することが出来ないからである。卷十四から卷十五にかけては堀河本では五枚を重ねた七括り目の三枚目にあたる、また卷十七の125番歌と126番歌とのあいだは卷十七第五丁ウラの中央に位置する（五丁オモテは123番歌詞書から始まり、五丁ウラは127番歌詞書「題不知」までが記されている）。本稿で以下に見るように堀河本には夥しい書き込みがあり、後撰和歌集を熱心に読もうとする態度のある写し方をしているところからみると、親本に継ぎ接ぎの何らかの痕跡があったならば、そのことを注記していただろうと思われる。また卷十四以前と卷十五以降とが混態化した時点と、卷十七の途中以前と以後とが混態化した時点とが同時であった可能性も低いように思われる。三本が混態化する現象の可能性は単純には次の二通りが想定されようかと思われる。ひとつは、卷十五以降が何らか

の理由で欠けたもしくは欠けており卷十五以降が承保三年本系統の本文で補われ、そのうち卷十七の途中以降から再び何らかの理由で無くなり卷十七の途中以降が定家本系統の本文で補われて、そうして生じたのが現状の混態であると考ええる。もうひとつは、卷十五以降が何らかの理由で欠けたもしくは欠けており卷十五以降から卷二十までが他本の本文で補われた、その他本の本文が卷十五から卷十七の途中までが承保三年本系統の本文を持ち、卷十七の途中以降からが定家本系統の本文で継がれた混態本であったと考える考え方である。いずれにせよ、堀河本書写者がこの混態の実態にどこまで気付いていたかは疑問である。部立名の書き方の差異などから推察はできていたかも知れないが、親本が混態の本文を持つことを物理的に示す徴候に接することは無かったように思われる。

以上が「本文の欠損による補充」を考えた場合の推論である。実は杉谷は以上のような「本文の欠損による補充」説を取らない。「卷十五・十六、および卷十七の巻頭から二十首ほどは承保本の、また、卷十七の後半三十五首ほど、および卷十七・十八・二十の諸巻は定家本諸本の系統の本文を持っており、さらに卷十八の数首は部分的に承保本系の本文をもっているところからみて、それは単純なる欠損による補充であるとは考え難い。」と言い、「卷十五以降における校定態度の変更」を推測するのも「現実性は乏しい」と言う。そして「例えば、分担執筆、欠巻補充などのような外的事情、また校定という内的事情など、漸次複合の要素が入りまざって伝来した結果」と述べる。卷十

四までと巻十五以降との混態については本稿の先の一点目と関わって「分担執筆」や「欠巻補充」といった見方ができるように思われるが、巻十七の途中以降からの混態化については「分担執筆」や「欠巻補充」といった見方も「校定態度の変更」といった見方もしにくいようと思われる。また別の、「巻十八の数首は部分的に承保本系の本文をもっている」という指摘は、この「数首」がどこを指すのか分からないのでこれに対する言及がしにくいのだが、「数首」だけが他系の本文を持つ事情がにわかには想定しにくい。巻十七の途中以降が欠損を補ったものだとすると、承保三年本系の「数首」の断片のみが何らかの事情で残存していたとすることがあり、欠損が補われたさいにその断片の本文が生かされたといったことがあり得るだろうか。以上、疑念がさまざまに存しはするものの、混態本である可能性に注意を払って堀河本の本文は論じていく必要がある。

三 堀河本の書写の実態

『校本と研究』では「運筆の速いすこぶる奇癖に満ちた書風」と言い、杉谷は「現存堀河本の運筆の速いことによる不用意な本文書写」という言い方で堀河本の書写態度を評する。

その主張にうべなわれる点は多々ある。まず、書損を、削ったり水で消したりした跡がある場合である。

1 5「春上3才9詠人「左大臣実頼」の上にて詞書末尾と思われる「はしける」の書損を水で消す。

2 49、二春中2才17、詞書「やまとの」の「まこ」は書損

を消して上書したものを。

3 52、二春中2才18、歌三四「おらざりき身に」は「りき身」は書損を上からこまかしたものを。

4 65、二春中4才20、歌四「もゆ」は一度削った文字の上へ書く。

5 66、二春中5才20、詞書「古歌」の「歌」は一度削った文字の上に書く。

6 119、三春下9才32、歌四「いまはちる。や」の「に」とを補入。（この「と」は一度削って再補入とみえる。）

7 123、三春下10才32、詞書「やよひはかりにみち」の「に」を削って消す。（見せ消ちなし）。

8 172、四夏5才40、詞書「かへりける人にあまたのあしたに」の「あ」を見せ消し（右に訂正を消した跡）。

9 201、四夏9才44、歌二「おもひそめては」は「お」は書損を削って直している。

10 224、五秋上2才49、歌一「萩」はもとの字を水で消して書き直したもの（校本は「風」を消したとみる）。

11 261、五秋上7才53、歌四「わひしき声に」の「わ」は削って直したと見える。

12 293、六秋中6才60、歌四「花の色、」の「、」のあとに字を削って出来た空白あり。

13 296、六秋中6才61、歌三「あかす身は」の「は」を見せ消しにするも右側の訂正文字を削って消し、「は」はイキ。

14 296.六秋中.6ウ.61.296と295の間に八字分割って消した跡あり。

15 300.六秋中.7オ.61.歌二「おももくおしみ」の「もく」の二字は削って訂正したもの。

16 301.六秋中.7オ.61.詞書「ましけるついでに」の「ついでに」の「い」は「ひ」を消して上に書き換えたもの。
17 307.六秋中.8オ.62.歌二「草葉はいとも」の「葉」を見せ消ちで消し、「も」を「と」と訂正するかも見えるが、いずれもいったん書いたものを削って見えなくして訂正ナシにしていると見える。

18 416.七秋下.9ウ.71.歌の前に前歌「読人不知」の「読人」を目移りして書きかけ、削って消す。

19 495.八冬.7オ.88.歌一「ふる雪に」の「る」の両側に削って消した跡。左の見せ消ち・右の訂正を消したか。

20 558.九恋一.10ウ.99.詞書「つかはさず」の「か」の左に削って消した跡あり。

21 610.十恋二.2ウ.106.「つ」の左下に削り跡。

22 740.十一恋三.9ウ.142.歌二「またみえぬなくに」の「え」の下に削り跡。

23 787.十一恋三.18オ.150.詞書は次歌の詞書冒頭「敦慶親」を指頭で消して「たいしらす」と書いたもの。

24 912.十三恋五.5オ.173.詞書冒頭「あへり」の上あたり高さを間違えて書いた「あへり」を削ったのち正しい高さから「あへり」を書く。

25 917.十三恋五.5ウ.174.詞書「いつはりける女」の「いつ」見せ消ちで「/エカタウ」(「いつ」に削った跡あり)。

26 931.十三恋五.8オ.176.歌四五は次歌932の下句を目移りして書いたものを指頭にて消して直す。

27 1040.十四恋六.9オ.194.歌四「ゆてふ」は削った上に書き直したもの。

28 1068.十四恋六.13ウ.199.「本」は上からの重ね書き。

29 1203.十七雑三.3ウ.229.歌四「たれをわくとも」の「とも」にイ本を右傍書で書いて削った跡あり。

30 1264.十八雑四.4ウ.243.歌二「いひつ」のところに削って消して書いた形跡。

31 1291.十八雑四.9ウ.248.歌三「もゝしさを」の「さ」を見消で「き」に訂正。そのさい「さ」を削って消そうとした形跡。

32 1578.甘慶賀.3オ.265.詞書「かへらせ給御おくりものに御て」は1385詞書の二行目「ほこらせてたてまつり給」までを目移りして書いたものを削った上に書く。

以上、三十二箇所を確認している。これらは見せ消ちなどを不用いずに書損を直そうとしたものである。

次に、付箋や書き込みについて確認をしていく。
まず、歌一首等を補う場合についてであり、歌の補入は五箇所ある。

1 201.四夏.9オ.44.199番歌「我やとの」と200番歌「こなつの花を…」との間に「201番歌」となつにおも

ひそめては人しれぬこゝろのほとは色にみえなむ」を細字で記し、記号で200番歌の後ろに入れる指示がある。

墨色が199番歌・200番歌とは違うので後時補入と見える。

2 612. 十恋二・3オ. 106. 613番歌の詞書二行の上部に612番歌を記載した貼込あり。

「又返し 敏仲 イ本

コ、ロミニナヲ、リ立ムナミタカハ

ウレシキセニモナカレ逢ヤト」

3 624. 十恋二・5オ. 109. 625番歌の上部に624番歌と625番歌の詞書と詠み人とを記載した貼込あり。

「女ニツカハシケル イ本

オトニノミキ、コシミワノカケナレヨリモ

スキノカスヲハ。ミフシモ

ヲノレヲヲモヒヘタテタルコト有ト

イヘル女ノカヘリコトニツカハシケル

兼輔朝臣

「ナレヨリモ」の「レ」を見せ消ち。(。に「我」を補入する指示)」

4 641. 十恋二・8オ. 113. 640番歌と642番歌の上に641番歌を記載した貼込あり。

「御返 延喜御製 イ本

ウツ、ニソトフヘカリケルユメトノミ

マトヒシホトヤハルケカルラム」

5 1348. 十九離別 9オ. 258. 1347番歌と1349番歌詞書との狭

い空間に1348番歌を補入する。

「返し いせ

おさへつ、我は袖にそせきとむる舟こすしほになさしとおもへは」。

付箋をして補った歌2・3・4の三首と、細字で行間に補った1・5の二首とがある。すべて同筆と見られる。2 612番歌

について、『校本と研究』では「書写者ノ誤脱ノタメ該当ノ箇所ニ押紙シテ」と言い、3 625番歌についても「誤脱」と言う。4 624番歌については『校本と研究』底本の二荒山本にも当該歌がないため堀河本についても単に「ナシ」とだけしている。

しかし2 612番歌と3 625番歌は4 642番歌と同じく全てカタカナで書かれており、あとで見るとように堀河本においてはほとんどにおいて親本の本文を写したところを訂正する場合はひらがなを、イ本の本文を書き付ける場合はカタカナを用いる処理

をしている。また、1・5が一行書であるのに対して、2・3・4の歌では二行書としている。堀河本の歌は本来は一行書である。親本の歌を誤脱した場合は1・5のように無理にしても細字補入にて補うのであり、2・3・4の三首はイ本の本文を提示するための貼紙と見なしてよく、堀河本の親本に元来は無

かった歌と判断される。『校本と研究』の判断には従えない。

また、現存付箋は堀河本中にもう一箇所存在する。

73. 二春中. 6オ. 21. 歌「山風の花のかかとふ、もとには春の霞そほたしなりける」の二句目「かとふ」の右に縦20mm

横6mmの付箋をして「サンフ」とある。

横6mmの付箋をして「サンフ」とある。

横6mmの付箋をして「サンフ」とある。

カタカナなのでイ文の表示と見える。本文と同筆と見えるが、ここだけなせ付箋なのは不明。

また、『校本と研究』では次の書き込みの四箇所合点「／」について「(朱)」であると指摘する。

408. 七秋下、9才、76. 歌三「あらはこそ」の「ら」に右傍書「／ニイ」。
458. 八冬、3才、84. 歌一「人住ぬ」の「ぬ」に右傍書「／スイ」。
642. 十恋、1. 8才、114. 歌四「我身の浦や」の「浦」に右傍書「／ウエ」。

だが、堀河本中に朱の書き入れは一箇所も存在しない。何かの誤りと思われる。

他に、記号を伴わない修正として小字で書き込むやり方がある。「にしきあふと」の「あふ」の間に「ら」を小さく書き添える(415. 七秋下、9才、77. 歌四)とつた例である。34. 一春上、7ウ、14歌四、255. 五秋上、6ウ、53. 歌四、425. 七秋下、10ウ、78. 歌二、509. 九恋、1. 2才、90. 詞書661. 十恋二、11才、117. 詞書、803. 十二恋四、2ウ、154. 歌一、1122. 十五雑一、12才、211. 詠人、1209. 十七雑三、2ウ、228. 詞書、1234. 十七雑三、10才、235. 詞書、1386. 廿哀傷、4才、266. 詞書、1409. 廿哀傷、8ウ、271. 歌三、と全部で十二箇所ある。

堀河本の中の書き込みについて見ていく。書き込みは次の四種類に大別される。

甲「親本の本文を提示するためのもの」(ひらがなを使用)

①見せ消ち(横二点「＝」を使用)

②見せ消ちのうえ訂正(横二点「＝」を使用)

③本文補入(縦二点「＝」で補入箇所を示す)

乙「イ」本の異文を示すためのもの(カタカナを使用)

①異文提示(傍書)

②異文補入(縦二点「＝」で補入箇所を示して傍書)

丙「正」本の異文を示すためのもの

丁「親本・イ」本・「正」本、どれも取れない傍書

堀河本では親本の本文を誤脱した場合、余剰のときには①見せ消ちのみで、改める場合は②見せ消ち訂正で対処するが、このときに使われる見せ消ちは図版⑦の横二点「＝」が使用される。脱したのに補うさいには図版⑤の縦二点「＝」で挿入箇所が表示され、⑦「た」⑤「女侍りける」に見られるようにひらがなが使用される(甲②③でカタカナの使用は一例もない)。

対するに、乙のイ本の本文が表示されるときには図版④のようにカタカナで該当箇所に傍書する形をとり、イ文が挿入されるときには縦二点「＝」で挿入箇所が表示される。イ文の書き込みは、巻七の巻頭あたり(七秋下、3ウ、6才、71、72)に顕著であるように、本文と比べると墨色が濃かったり薄かったりして明らかに異なり、基本的に後時補入と考えられる。

夥しい書き入れがあるとは言え、見せ消ち記号と補入記号との書き分け・ひらがなとカタカナとの書き分けとがあつて、その種別が明確に提示されており、書き入れを判読するのに困難を生じることはいない。ただ、図版⑦のように小字で「タ イシラスイ」が書き付けられているときは問題無いが、処理

に困る場合があるのも事実である。とくに本行化したイ文の場合に処理に困る。図版④では、397番歌「ヨミ人シラスイ」はイ本文であることが容易に判断できる場合だが、396番歌「貫之イ」は詞書や歌の本文同様の大きさで書かれている。堀河本の親本ママの「イ」なのか、親本に「貫之」の記載がありイ本にも「貫之」とあることを示すための記載なのか、など様々な判断の可能性があり、にわかに判断できない。しかし図版②のような場合がある。②は承保三年本系統の本文を堀河本が持つ巻十五の巻末歌であり、承保三年本系統の天理図書館本ではこの箇所は空欄になっている。堀河本の親本にも「返」は無かったものと推し得る。本行化している理由は明確にはできないが、396の「貫之」も397「ヨミ人シラス」同様、堀河本の親本に無かったものと推測される。

また、書き入れに合点が施されている場合があり、甲②に四例・乙に六十一例・丙に一例・丁に四例である。

見せ消ち・訂正・補入の実数を表にして示す。¹⁰⁾

	見消	訂正	補入	「イ」	「正」	傍書
巻1	0	7	4	7	0	2
巻2	0	1	3	5	0	0
巻3	1	5	5	5	0	2
巻4	1	3	0	15	4	1
巻5	0	6	2	6	1	1
巻6	0	9	1	19	2	2
巻7	2	11	0	50	0	1
巻8	0	6	0	25	1	0
巻9	3	2	3	36	2	3
巻10	2	7	4	50	1	5
小計	9	57	22	218	11	17
巻11	2	13	2	46	0	2
巻12	1	8	5	16	0	1
巻13	4	11	6	38	0	0
巻14	3	13	10	25	0	2
巻15	7	8	7	49	0	6
巻16	1	7	11	55	0	2
巻17	1	9	6	24	0	6
巻18	0	8	1	5	0	1
巻19	0	7	7	22	0	3
巻20	2	5	1	17	0	6
小計	21	89	56	297	0	29

こうした多くの書き入れによって、堀河本書写者がすべての書損を訂正し終えたのか、あるいはすべてのイ本の本文を書き入れし終えたのか、不明である。しかし、生じた書損をしつかりと訂正して親本の本文を正しく本に書き残そうとする態度があると見える。加えてイ本の本文をも書き残そうとする態度もあると見える。その書写態度は熱心なものに思える。

「正」の書き入れは巻四から巻十までであり、二荒山本や片仮名本同様おそらく多くとも前半十巻しか無かったと見える。また、「校本と研究」によれば、転倒記号が用いられている箇所が一箇所のみ存在する(図版⑤)。親本には「国忠」とあるのだが、イ本に「忠国」とあるのを「忠」の直下の記号で示しているという。いわゆるレ点である。¹¹⁾このことからすると堀河本の書写者は写本書写の約束事に或る程度通じていた人物である可能性が高い。

最後に、堀河本を見つると奇妙なことがある。巻五・巻七は部立名「秋上」「秋下」の墨色が、その上の巻数題「後撰和歌集巻第五」「後撰和歌集巻第七」の墨色と明らかに異なる。単純に、書き忘れていたのをあとで書き付けただけのものと考えればよいだろうか。その他の巻では同様の現象を明確には指摘できない。

おわりに

堀河本はきわめて多くの書き入れが存在する本であり、本稿で見えてきたことからすると、証本を作成する目的や美麗な調度

㊦ 見せ消ち例 25, 一春上, 7オ, 13



㊧ 本文挿入例 4, 一春上, 2ウ, 8



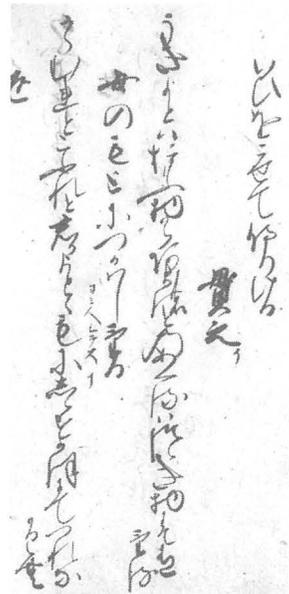
㊨ イ文例 11, 一春上, 4オ, 10



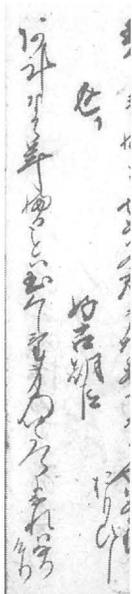
㊩ イ文 小字例 516, 九恋一, 3ウ, 92



㊪ イ文 本行化 + 小字例 996・997, 十四恋六, 1ウ, 187



㊫ イ文 本行化例 1124, 十五雜一, 12ウ, 212



㊬ 転倒記号 681, 十恋二, 14ウ, 121



品を作成する目的ではなく、手沢本として『後撰和歌集』を熱心に読もうとする目的を持って書写されたものと見える。杉谷は「現存堀河本の運筆の速いことによる不意な本文書写」といった言い方で、誤脱や錯誤を、ひとり堀河本の書写者の責と理解される言い方をするが、誤脱や錯誤には堀河本の親本以前に生じていたものもあるのではないだろうか、あるいは誤脱や錯誤ではないものもあるのではないだろうか。

堀河本から再現できる親本の本文をきちんと把握し混態である可能性を承知したうえで杉谷論文に拠りながら、巻十四までの本文・巻十五と十六そして巻十七途中までの本文・巻十七途中以降の本文、それぞれの性格を明らかにすることが重要であり、そして書き込まれたイ本と正本の性格をはつきりさせることも重要である。また、合点から書写者の後撰和歌集への態度も理解できるように思われる。

二 荒山本・片仮名本・白河切・烏丸切そして堀河本の「正本」、これらは前半十巻の本文しか窺い知れない。また、全巻を完備する非定家本系統の伝本は堀河本・雲州本・伝坊門局筆本の三本と承保三年本系統の二本しか現存しないにも関わらず、堀河本と承保三年本系統とは後半十巻内に混態を持つ可能性が高いという、特異な現象がある。加えて、定家本系統の本文でも無年号本系統から年号本系統への変化の中で後半十巻では本文の異同が微小であるということもある。理由は判然としないものの、後撰和歌集の後半十巻の伝来過程は前半十巻とは異なるところがあるように思われる。その意味でも堀河本巻十一か

ら巻十四の本文はことに貴重である。

「巻十までの二一四首(諸本の約三割)しか伝存しない古筆切」である「平安末期の書写になる白河切」の本文と堀河本の本文との「親しさ」を杉谷は指摘する。堀河本の混態が欠損を補うといったところから生じたものであるとすれば、堀河本の混態の様相は長い時間をかけて生じたものであり、巻十四までは古い由来を持つ本文であると推し得る。後撰和歌集の本文研究において堀河本はたいそう重要な位置を占めていると思われる。

(1) 『後撰和歌集』諸本系統を示す(杉谷寿郎『後撰和歌集諸本の研究』をもとに補足)。

一、汎清輔本系統

(一) 二 荒山本 (巻一〜十のみの一冊本)

(二) (1) 片仮名本 (巻一〜十、三帖装もとは一帖?)

(2) 伝慈円本 (巻七・八のみ現存、清輔本自体)

(3) 承安三年二宮本 (巻一〜二十、校異本文としてののみ)

二、古本系統

(一) (1) 白河切 (巻十までののみ)

堀河本 (上下二冊。上册巻一〜十、下册巻十一〜二十)

(二) 胡粉地切 (巻十三までののみ)

(三) 行成本 (巻一〜二十、校異本文としてののみ知られる)

(四) (1) 烏丸切 (巻十までののみ)

(2) イ慶長本 (巻一〜二十、校異本文としてののみ知られる)

口雲州本 (上下二冊本。上册巻一〜十、下册十一〜二十)

1437頁

三、承保三年1076本系

関西大学本（久曾神昇氏旧蔵本）

（一）冊本。上册卷一～十、下册卷十一～二十を合綴

天理図書館本（伝正微本）1436頁

（上下一冊、上册卷一～十、下册卷十一～二十）

四、定家本系統

（一）（1）無年号A類本（後成本を淵源とするか）

（2）無年号B類本（A類本を親本、1214～1216?）

（11）年号本（承久本・貞応本・天福本など）1221～1236）

1425頁

○伝坊門局筆本（上册卷一～卷十二、下册卷十三～二十、非定家本系統）
1416頁。杉谷『後撰和歌集諸本の研究』刊行後に出現。

（2）小松茂美『後撰和歌集校本と研究』誠信書房、昭和三十六年。

（3）杉谷寿郎『後撰和歌集諸本の研究』笠間書院、昭和四十六年。

（4）堀河本の本文は国文学研究資料館電子資料館のマイクロ／デジタル目録DB「10061314八代集」を使用。小松茂美『後撰和歌集校本と研究』・片桐洋一『後撰和歌集索引』に活字翻刻等があるが、小字大字が入り交じる多くの書き入れで示された堀河本の書写の様相を活字によって十全に示すには困難が伴うように思われる。

（5）本稿では「5一春上3オ9詠人「左大臣美頼」の上にて詞書末尾と思われる「はしける」の書損を水で消す。」のように、所在等を「新編国歌大観番号、巻数と部立、各巻での丁数とウラかオモテか電子資料のコマ数、現象」で示す。

（6）福田孝「承保三年奥書本『後撰和歌集』について」『和歌文学研究』101号 平成二十二年。

（7）杉谷は（3）の「第二章 古本系統 第一節（一）堀河具世筆本」の注（2）において「ひらがなによる校定、カタカナによる「イ本」校異」と述べている。

（8）『校本と研究』における堀河本下冊の翻刻ではこの横二点「=」縦二点「=」を活字で再現しようとしている。

（9）例外的にひらがなを含んでいる「イ」は全部で十四箇所ある。
216、四夏11オ、46、「セヨイ」288、五秋上8ウ、55、「あけイ」
280、六秋中3オ、57、「ふ勢イ」288、六秋中6ウ、61、「ゆイ」
416、七秋下、9ウ、77、「サイ」421、七秋下、10ウ、77、「サイ」433、
七秋下、12ウ、80、「返ルイ」712、十一恋三、4オ、136、「ニハシイ」
717、十一恋三、5ウ、138、「なきイ」995、十四恋六、1オ、186、「サイ」
1120、十五雑一、11ウ、211、「キイ」1176、十六雑一、11オ、222、「
キイ」1266、十八雑四、4ウ、243、「ナキなイ」288、六秋中、5オ、59、
「ノイ」。

（10）「イ」を伴わないカタカナの書き入れを本稿では①のイ本の異文を示すためのものと判断して計上している。73、二春中、6オ、21、「サンフ」367、七秋下、3ウ、71、「イヒラクリハクリ」378、七秋下4ウ、72、「アル」648、十恋一、9オ、115、「フシソネ」689、十恋一、16オ、123、「女ノ」690、十恋一、16ウ、123、「ヤヨ」773、十一恋三、15ウ、148、「カタヅモヨ」903、十三恋五、3オ、171、「イ」1079、十五雑一、2オ、201、「ハクリ」1082、十五雑一、3オ、202、「サム」1089、十五雑一、4オ、203、「ユキカフ」1125、十六雑一、1ウ、213、「ケ」1130、十六雑一、2ウ、214、「ハニカ」1310、十九離別、2ウ、252、「マスメ」7、一春上、3ウ、10、「ノユク」408、七秋下、9ウ、76、「ノ」917、十三恋五、5ウ、174、「ノエカタウ」1377、廿慶賀、2ウ、265、「ノサハテマサキヨロソニ」1377、廿慶賀、2ウ、265、「ノロ、ロミン

カニ」、全十九箇所である。

また、300六秋中「オ」歌「二白露とおもくおしみ」の「と」「もも」「み」にそれぞれ右傍書「ノ」「カマ」「キイ」、のような例は「キイ」の「イ」が「ノ」「カマ」にも係ると見て一箇所として計上している。

(11) 58番歌(二春中_ニウ_ニ6)の第五句「鶯のきる」には「る」の左下に「イ」とあり、「の」右上と「る」右下とに記号が使用されていると見える。解説できていない。

(12) 注6の拙論の注(17)にて言及している。

本稿はWeb上の堀河本の電子資料を検討したのちに書陵部で実見させていただいた報告である。電子資料を提供してくださっている国文学研究資料館と、閲覧と電子資料の掲載とを許可してくださった書陵部に厚く感謝申し上げます。